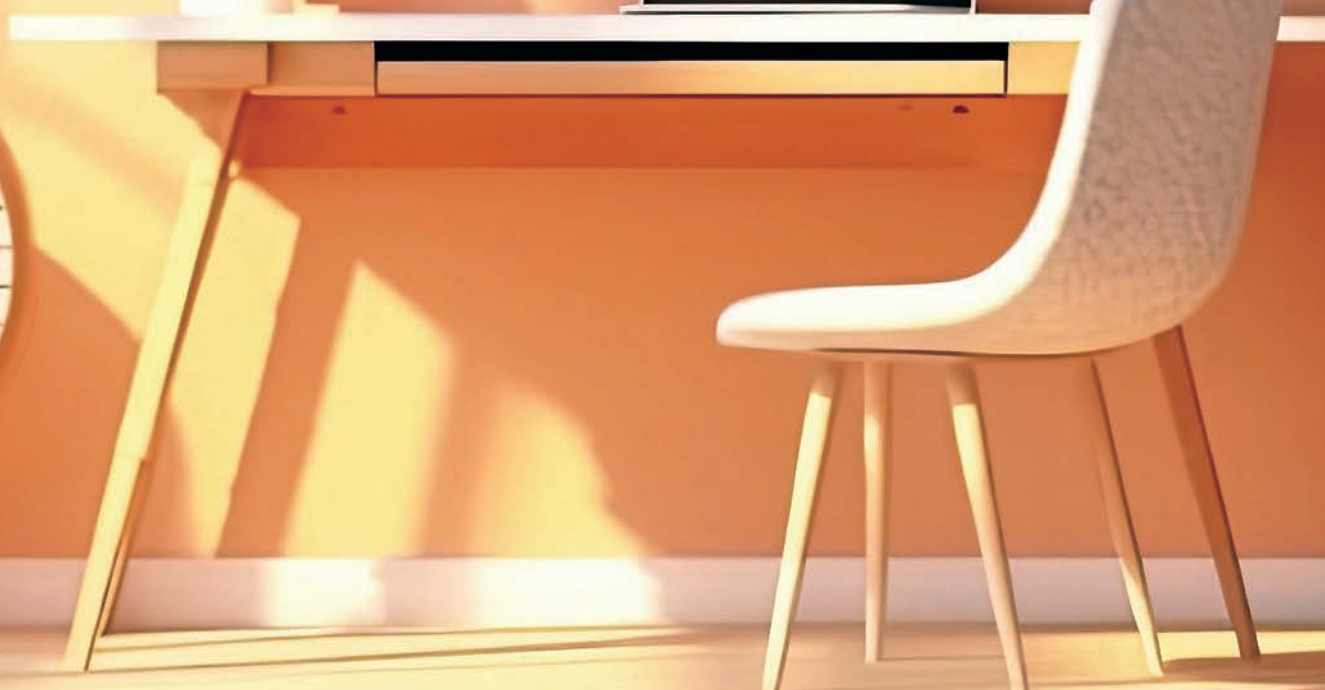


医療機関の施設基準管理等を総合的に管理・運用する医療マネジメント職

施設基準管理士[®]

GUIDANCE



一般社団法人

日本施設基準管理士協会

The Japanese Association of Healthcare Facility Standards Management



医療現場の 未来を支える人材を

施設基準管理士は施設基準の届出等を
総合的に管理・運用する医療マネジメント職として
日本で唯一の資格

施設基準と聞いて「解釈が難しい」「ルールが複雑だ」「どのように勉強したらよいのか分からない」と思われる方も多いのではないのでしょうか。

日本施設基準管理士協会では、こうした不安を少しでも解消するために、施設基準を体系的に学び日常業務や現場運用の精度向上を図る資格制度「施設基準管理士」を創設し、施設基準を遵守した適切な保険診療の実施・運用を推進する活動を行っています。ぜひ、医療現場で求められる施設基準のプロフェッショナルを目指してみませんか？

M E S S A G E



代表理事 田中利男 株式会社 産労総合研究所 医事グループ 局長

日頃より当協会の活動にご理解、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。2026年度から「施設基準管理士」の資格者数がついに1,800名を超えました。ここ数年は事務職だけでなく医療従事者の方々も資格を取得する傾向にあります。

その背景には、施設基準の要件が複雑化・多様化し、届出の多くが事務職だけでは解決できないことも要因の1つに挙げられるのではないのでしょうか。診療報酬制度は、これまでにない大きな変革期を迎えており、施設基準の要件をクリアする難易度が今後もさらに高まっていくことは間違いありません。

当協会では医療業界にかかわる皆さまが現場で直面する課題を克服するために、最大限のご支援ができればと考えています。施設基準管理士が活躍することで、より良い医療の実現につながることを心より願っております。



理事 久保田 巧

一般社団法人 上尾中央医科グループ協議会 総局長



理事 佐藤 亮

Kollect パートナース法律事務所 代表弁護士



理事 鈴木達也

医療法人社団青雲会 北野台病院 医事課長



理事 長面川さより

株式会社 ウォームハーツ 代表取締役



理事 本田親仁

公益財団法人ライフ・エクステンション研究所 付属
永寿総合病院 事務長



顧問 神野正博

公益社団法人全日本病院協会 会長
(社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院 理事長)

法人概要

名称 一般社団法人 日本施設基準管理士協会
設立 平成30年(2018年)1月
所在地 〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル

事業内容

施設基準および施設基準管理に関する研究
施設基準管理に関する資格認定事業
施設基準管理に関する資格取得の支援事業
施設基準に関係する団体との協力事業

学術大会、講演会、展示会等の開催
施設基準に関する書籍、雑誌等の刊行
その他、本法人の目的達成に必要な事業

施設基準管理士の仕事

わが国の診療報酬に定められている「施設基準」を正しく理解するためには、体系的に知識を習得しなければなりません。

しかし、これまで施設基準を基礎から系統的に学ぶ場や教育機関が存在しませんでした。

そこで、2018年1月に一般社団法人日本施設基準管理士協会が、新たな資格「施設基準管理士」を創設しました。

「施設基準管理士」は、病院が行う施設基準の届出等を総合的に管理・運用する専門職で、日本で唯一の資格です。



医療機関の施設基準を 総合的に管理するプロフェッショナル

安心・安全で高度な医療が広く提供されるために、
病院の施設基準を総合的かつ適正に管理・運用する、
それが「施設基準管理士®」のミッションです。



01 作成

施設基準の届出に関する書類
施設基準の適時調査などに関する資料
施設基準に定められている院内掲示物
施設基準に関する全般的な資料

02 管理

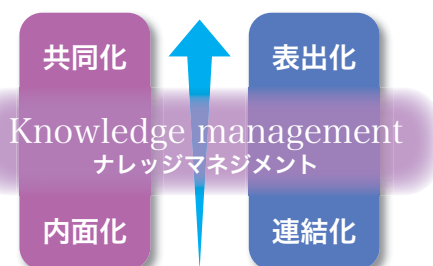
施設基準に関する人員配置
施設基準に関する機器・設備のチェック
施設基準に関する書類の保管
施設基準に影響する診療報酬改定の分析

03 調整

施設基準に関する情報収集
施設基準の情報を院内へ周知
施設基準を届け出る厚生局等との連携
施設基準に関して他施設との連携

施設基準管理士に求められるスキル

コミュニケーション能力
ファシリテーション能力
コーディネーション能力
オペレーション能力



病院職員が持っている知識を
可視化し、共有することで、
院内全体の医療の質向上を目指す

院内の医療従事者との連携

施設基準管理士は施設基準を適切に管理・運用するために他部署との連携が非常に大切です。

院内調整を図りながら企画や提案を行い、
最新の情報を発信していく重要な役割を担っています。

看護師・助産師・
准看護師
看護補助者

医師・
歯科医師

医療ソーシャルワーカー
社会福祉士

精神保健福祉士
公認心理師

薬剤師



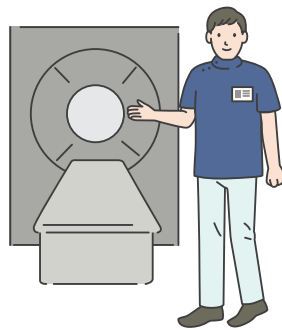
理学療法士、
作業療法士、
言語聴覚士など



事務職



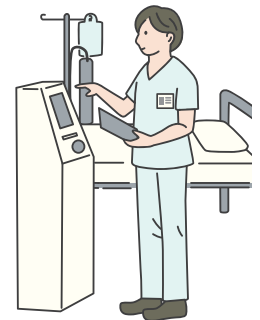
管理栄養士・
栄養士など



放射線技師



臨床検査技師



臨床工学技士

資格取得の流れ

認定試験は年1回、11月に全国の会場で同時に行われます。
北海道、東京、大阪、福岡のほか、主要都市で実施します。



8~9月

試験申込



申込みはホームページから

「施設基準管理士」の資格取得には、まず認定試験に合格する必要があります。受験資格として年齢・学歴・業務経歴等による制限はありません。個人でのお申し込みも可能です。

認定試験の受験申し込みは、当協会ホームページからのWeb申請で行います。申し込み期間は、毎年8~9月の2カ月です。

8~11月

eラーニング講習受講
(認定試験対策講座)

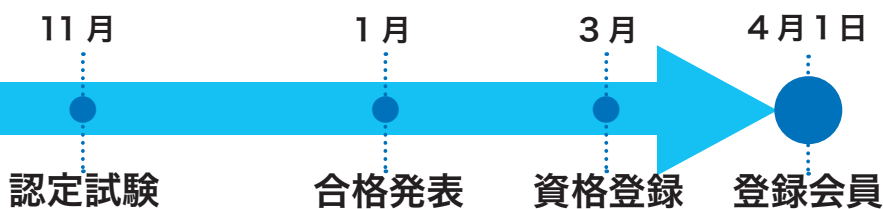


公認テキスト、eラーニング講習や 対策講座で自己学習

当協会では試験実施日前の約3カ月間、eラーニング講習を開催しています。この講習は、実務でも活用でき

る『施設基準パーフェクトブック』が公認テキストとなります。認定試験に向けた学習サポート「認定試験対策講座」の動画配信もあります。これらの学習機会を有効に活用し、自己学習を進めてください。





● 全国の会場で受験可能

毎年、11月の最終土曜日(午後半日)に試験を実施します。認定試験の科目の区分けは、下記のとおりです。

基礎科目(100分)… 基本診療料、特掲診療料、食事、療担規則(差額ベッド、保険外負担、掲示等)など、施設基準管理に関する基礎的知識を問う科目(選択式)。

専門科目(90分)… 様式9関連を中心とした施設基準管理に関する専門的な知識・技能を問う科目(選択式)。

*2026年度時点。今後、見直す場合があります。

認定試験には、当協会編集の公認テキストである『施設基準パーフェクトブック』のみ持ち込みが可能です。なお、『施設基準パーフェクトブック』は診療報酬改定に合わせて改訂版を発行しており、認定試験に持ち込める公認テキストは最新版のみとなります。



● ホームページで合格を確認したら正式に登録

認定試験に合格された方には合格証明書を発行します。合格証明書をお持ちの方が資格の登録を行うことで、施設基準管理士の資格者証を発行します。登録を行わないと資格者証の発行が行われず、施設基準管理士として名乗ることができませんのでご注意ください。

施設基準管理士として登録された方には、資格者証の発行のほか、

- ・メルマガの配信
- ・会報誌の発行(年4回)
- ・会員専用ページや会員同士のメーリングリストの活用
- ・当協会が主催するイベントへの優先案内や料金の割引などの特典が付与されます。

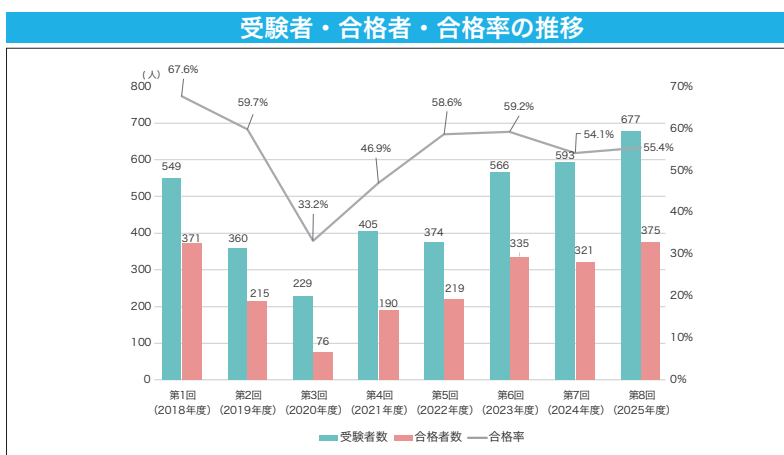
診療報酬改定などとともに、それぞれの病院で管理すべき施設基準は変更されていきます。当協会では、そうした改定・変更にも対応した資格制度として機能させるため、施設基準管理士の資格に有効期限(3年間)を設け、3年ごとに更新講習を受講していただきます。この更新講習を修了していただくことで、取得した資格を継続することができます。

活躍する 施設基準管理士たち



当協会に施設基準管理士として登録し、
 全国で活躍している会員数は、1,890名になりました(2026年4月1日現在)。
 施設基準管理の重要性が浸透するとともに、会員数も増えています。
 傾向として、認定試験に合格した約半数は施設基準管理経験のない方です。
 また合格者の職種では事務職が8割以上と大多数ですが、次いで看護職が多く、
 医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカーなど他の医療従事者も徐々に増えています。
 施設基準管理が他職種にとっても大切であるという認識が確実に広がっています。

施設基準管理士は
 全国各地の医療機関で
 施設基準管理の
 プロフェッショナルとして
 活躍しています。



北海道地区

攻めと守りの姿勢が大事!



JA北海道厚生連 札幌厚生病院
 医事課 係長 若月優子

資格取得から5年間、コロナ禍や診療報酬改定、適時調査など、施設基準の知識を活用する場面が多々ありました。

理解が困難なことにも直面しましたが、つど協会から発信される有益な情報を得て、乗り切ることができました。

また複数いる管理士の存在も大きく、同じ水準で話ができる仲間がいることは非常に心強いです。施設基準管理は、攻めと守りの姿勢が大事! 今後も協会や管理士仲間を支えてもらいながら研鑽を積んでいきます。

東北地区

管理に精通し
 無駄な返還金をなくそう



安田病院
 企画室 事務長 沼田周一

「22億9千万円」この数字お分かりですか? 令和6年度に保険医療機関が適時調査で返還した金額です。施設基準管理に精通した者がいれば、対応できた無駄な金額です。私は医事研究会代表として、県内外の医事課職員へ指導をしてきました。以前は算定要件に時間を当てましたが、今は施設基準が複雑になり、その解説に多くの時間を割いています。施設基準管理士となり、本協会から旬な情報が届くようになり、理解を深めるのに多いに助かっています。

関東甲信越地区

脱皮できない蛇は滅びる



飯田市立病院
 医事課医事企画係 川手敬子

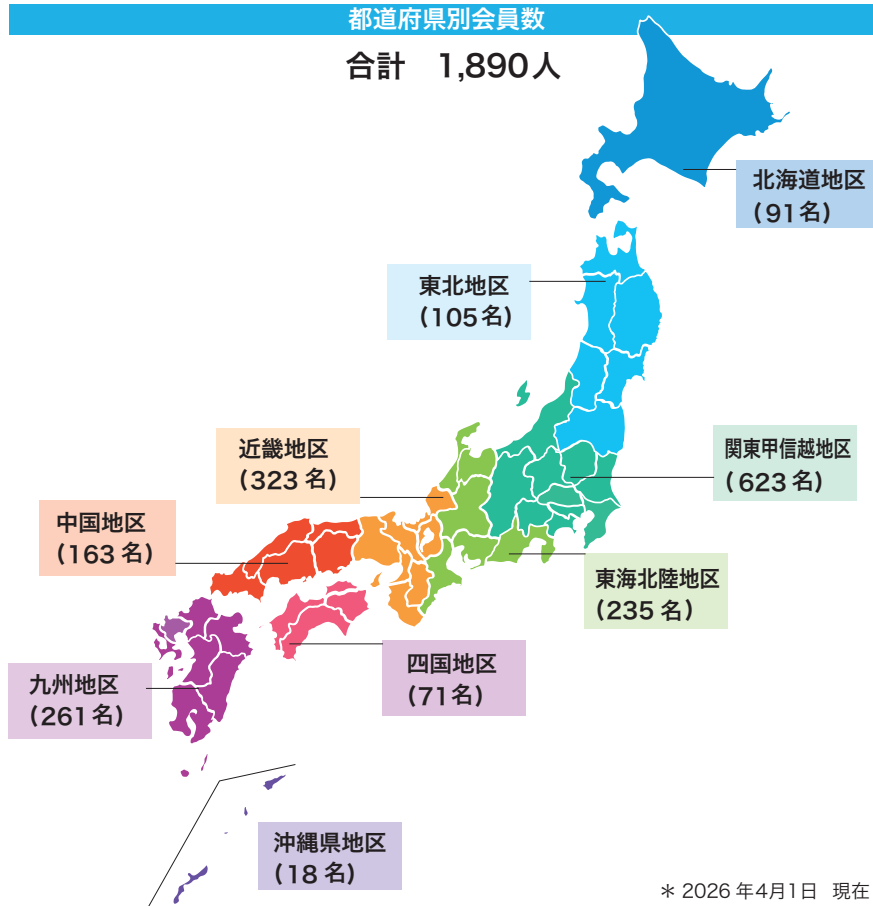
看護師から事務職になり、「どう仕事をしていきたいのか?」と悩んでいた時に施設基準管理士の資格を取得しました。

すると、研修や他院の方との情報交換の場に参加する機会が増え、「看護の経験を生かした仕事をしていこう」と思えるようになりました。この資格との出会いが、自分を成長させ脱皮するきっかけになったと思います。

「脱皮できない蛇は滅びる」。巳年の私はこれからも皮を脱ぎ進化を続けていけるようがんばりたいです。

都道府県別会員数

合計 1,890人



* 2026年4月1日 現在

東海北陸地区

施設基準管理は5つの視点で



藤枝市立総合病院
医事管理課 管理係 主幹 塩澤裕司

多くの施設基準は、医療の質を評価するドナペディアンモデル「構造」「過程」「結果」と同様に、3つの視点から構成されています。施設基準管理士取得後は、この医療の質に「健全経営」と「チーム医療」の視点を加え、5つの視点で施設基準管理を行うことを心がけています。

一つひとつの施設基準は「木」であり、それら木の集合体である「森」は医療の質と考えます。施設基準管理士として、木を育てるために水や肥料を撒き（医療資源投入等）、全体の森を適切に管理（施設基準や費用対効果の確認等）し、この資格の持つ意義と病院経営への攻守にわたる貢献度の最大化を目標としています。

近畿地区

日本一の施設基準管理士を目指して



市立豊中病院
医事課 主事 尾崎祐紀

資格取得後、なぜこの施設基準が求められているかといった根拠を理解すべく、医療情勢や患者への医療提供に幅広く興味を持つようになりました。

しかし、実務では自身の確認バイアスにより届出不備が発生したこともあり、まだ学ぶべきことが多いと感じています。

現在は入院計算業務を担当していますが、施設基準管理を経験していることで診療報酬請求の見え方が大きく変わっていることに気づかされました。

これからも日本一の施設基準管理士を目指し、日々精進していきます。

中国四国地区

資格が自信と信頼に



岡山市立市民病院
総務課 主任 中田悠太

施設基準管理の経験、知識はありませんでした。人事異動により担当者になりました。知識が乏しく不安な日々を過ごしていましたが、施設基準管理士を目指して学ぶ中で、少しずつ業務面での自信もついていきました。

資格取得後は他施設の施設基準管理士の方々との交流もあり、特に診療報酬改定時には情報交換を行っています。院内でも施設基準管理担当者として、着任当初よりは信頼していただけているように感じています。

九州地区

届出の「見える化」で経営に尽力



医療法人誠和会 和田病院
医事課長 三村隆之

日々の業務では告示や通知のどこに何が書いてあるか探すことばかりですが、施設基準を体系的に学んだおかげでコツをつかみ、新しい通知が出てはすぐに理解できるようになりました。

また、厚生労働省の通知などは協会が配信するメールマガジンですぐに確認できるため、多職種間での情報共有に重宝しています。

今後は院内での届出内容の「見える化」に取り組んで、新規届出の検討など経営にも生かしながら、全国の施設基準管理士の仲間づくりも進めていきたいです。

教育支援カリキュラム



日本施設基準管理士協会では、施設基準管理士の資質向上を図ることを目的に、会員のスキルを高め、専門職としてのさらなる成長を支援するため、研修や動画配信などで、学びの場を提供しています。

以下の特徴があります。

対面とオンライン配信のハイブリッド式

現場の課題にタイムリーに情報提供すべきテーマについては、講師や会員同士の交流が可能な対面形式に加え、オンライン配信を実施しています。

動画配信

皆さんの関心が高く、反復学習が必要なテーマについては、動画配信で情報提供しています。協会ホームページから過去の研修動画と同様の方法で視聴できます。



専門職として“学び続ける”を支える

試験に合格したことがゴールではありません。資格の取得はスタートラインです。専門職として活躍し続けるためには、変化する社会やニーズに合わせて新たな知識や技術を学び、継続的な学習に主体的に取り組むことが重要です。

特に施設基準管理は、2年に1回の診療報酬改定による影響が大きく、アップデートし続ける必要があります。たとえ施設基準管理の業務から離れた部署に異動したとしても、施設基準管理士の知識、技術、能力は必ず仕事に生かされます。

常に最新の情報を取得し、さまざまな観点から、問題を具体的な事例などを通して学び、仲間とともに経験を

共有すること。当協会は施設基準管理士の「学び続ける」を支援します。

施設基準管理士の活動が、患者にとっての良質な医療の提供と、病院経営の最適化、さらには地域医療への貢献、社会貢献へと、可能性が広がっていくことを期待しています。



会員限定コンテンツ



施設基準管理士の資格取得後は、さらなる飛躍を目指すために自らアウトプットする場や、会員同士の交流会、会員専用ページの掲示板などで意見交換ができ、資格の更新をはじめ、ほかでは手に入らない情報をインプットできるなど大きなメリットがあります。

更新講習

3年に1回、資格の更新として講習を受講していただきます。

3年更新時のeラーニング講習



施設基準管理士が病院経営のために役立つ資格であることを再確認できました。

施設基準管理士のあるべき姿、具体的な病院内の役割など参考になりました。

施設基準取得に向けた取り組み方法や資格の価値向上だけでなく、一般的な仕事の進め方にも役立つ内容でした。



※更新時アンケートより

イベント



事例報告

意見交換

地域交流

学術集会

その他

メーリングリスト

メルマガ

会報誌

会員専用ページ

掲示板/管理士登録者検索/
資料ダウンロード/
疑義解釈検索など



施設基準管理士としてのさらなる飛躍を目指して

1

認定試験に合格後、登録をして施設基準管理士に！

2

教育支援カリキュラム、更新講習で学び続け、常にアップデート！

3

イベントを通して、地域の仲間と知識や経験を共有し、さらに専門職として成長！

患者への良質な医療提供

病院経営の最適化

地域医療への貢献

地域部会の活動

地域部会は全国7ブロックで活動中!!

地域部会は会員が近隣の施設基準管理士の仲間と交流を深め、情報や経験を共有し、1人ひとりの業務に生かしながら、自らの活動を発展させることを目的として、地方厚生局の管轄範囲を単位に設立されました。

7つのブロックの地域部会ごとに事務局をおき、部会長、副部会長、会計などの役割を担ってもらいながら、年に数回の勉強会や交流会を開催しています。

同じブロックという強みを生かし、適時調査での質問や指摘、厚生局への疑義回答も共有することができます。参加者から「1人で担当しており相談先がない中、他施設の取り組みを聞いて刺激になった」「同じ悩みを抱

えている方と交流できてよかった」などの声があり、ネットワークができることで会員同士のつながりが深まっています。



北海道ブロック



東海北陸ブロック



近畿ブロック



近畿ブロックでの交流会では、グラフィックレコーディングを取り入れました

AWARDや学術集会活動など

施設基準管理士 AWARD（表彰）

最優秀賞、優秀賞、代表理事特別賞にはクリスタルトロフィーを授与

当協会では、施設基準管理士としての取り組みを応援するプロジェクトとして、年に1回「施設基準管理士 AWARD」を開催しています。

主に、施設基準管理、適時調査の対応、新規基準の届出、院内組織体制の構築、診療報酬改定対応など、施設基準管理士としてのさまざまな活動をレポートしていただき、審査を経て、優れた取り組みをされた会員を表彰し、その活動をより多くの方に知ってもらうことを目的としています。



▲病院に表敬訪問してトロフィー授与
左：田中代表理事、
右：2025年度最優秀賞の尾崎さん

イベントやセミナー開催、学術集会などで広報活動

当協会では、施設基準管理士としての専門性を生かし、医療関連の学術集会などで発表することを支援しています。また、医療関連のイベントやオンラインセミナーなどを開催し、施設基準管理士の活動や重要性をアピールしています。



日本看護管理学会で交流集会を開催



全日本病院学会でシンポジウムを開催

もっと知りたい! まだまだ知りたい!
看護管理が変わる **改訂版「様式9」**
オンラインセミナー

司会 福井トシ子
講師 長面川さより
大亀彩子
川手敬子

看護職を対象に様式9のオンラインセミナーを開催

学習教材の活用法①

施設基準パーフェクトブック

『施設基準パーフェクトブック』は施設基準に関する実務書であり、施設基準管理士認定試験に持ち込みが可能な唯一の公認テキストです。

診療報酬改定に合わせて2年に一度改定しており、告示や通知、関連する疑義解釈や補足資料などが一目で分かる構成となっています。

実務で生かせる施設基準に関連する法令や届出様式のほか、認定試験対策に活用できる過去問題集も掲載されており、施設基準管理士の業務に欠かすことができない書籍です。

2024年度版は
3分冊になりました!



お申し込みは
こちらから

編集：一般社団法人 日本施設基準管理士協会
 体裁：B5判 3分冊(セット販売のみ)
 発行：経営書院
 税込価格：19,800円

Point 1

見やすいレイアウト

告示と通知を色分け、改定部分に下線、重要なポイントは太字で表記しています。

さらに、それぞれの項目に対する主要な疑義解釈が盛り込まれています。

1 一目で施設基準の項目が分かる!

2 重要なポイントを明確に!

3 項目に対する疑義解釈!

4 改定の変更点が下線で見やすい!

5 関連する算定要件も記載!

※施設基準の項目に合わせて算定(診療報酬)の告示と通知を再掲している場合もあります。

Point 2

検索性の高い目次

適時調査の重点項目、届出の要/不要、区分・様式番号などを一覧化し、さまざまなシーンで活用できます。

区分・様式番号等	名称	受理番号	施設基準	施設基準	届出番号	届出	届出	届出
00	特定医療従事者管理料に規定する規程		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-1	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-2	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-3	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-4	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-5	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-6	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-7	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-8	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-9	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-10	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-11	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-12	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-13	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-14	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-15	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-16	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-17	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-18	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-19	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三
00-5-20	特定医療従事者管理料 情報通信機器を用いた診療		第三	第三	第三	第三	第三	第三

※目次の適時重点項目の「★」は、各厚生局ホームページの適時調査のページに掲載されている「当日準備していただく書類」に記載されている項目に該当します。

Point 3

充実した補足資料

「施設基準チェックリスト」「適時調査 調査書」「疑義解釈」などのExcelデータがダウンロードできる特典や、主な施設基準の比較表や実績を確認する計算式など充実した補足資料は、今すぐ届出や管理に役立ちます。

学習教材の活用法②

施設基準管理士養成 e ラーニング講習

はじめて施設基準を学ぶ方や施設基準管理士を目指す方に向けたeラーニング教材をご用意しています。スマートフォンやタブレット、パソコンなどインターネット環境があれば場所や時間を気にせず受講することができ、自分のペースで進められます。

「施設基準管理士養成 e ラーニング講習」は施設基準の基礎知識や様式9、看護必要度について重点的に学ぶことができ、講義の最後には「確認テスト」が用意されているので習熟度を確認しましょう。

講習会のテキストは実務でも使える『施設基準パーフェクトブック』です。講習ではテキストの該当ページもお伝

えしながら進めていきますので、関連する部分はテキストでしっかり学ぶことができます。また、このテキストのみ施設基準管理士認定試験に持ち込むことができます。

総講習時間：約11 時間程度

申込方法：日本施設基準管理士協会ホームページにて毎年7月上旬に受付開始

開講期間：8月中旬～11月下旬
(認定試験日の前日まで最長約3カ月間)

受講料：33,000円(税込)

*受講料には公認テキストの『施設基準パーフェクトブック』や「認定試験対策講座」の料金は含まれておりません。別途ご購入、お申し込みください。

8 入院基本料等加算①

A200 総合入院体制加算1 重症度、医療・看護必要度の基準

○別表1の「基準を満たす患者」の割合が別表2のとおりである

別表1	別表2
A 得点が2点以上の患者	一般療養用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合
C 得点が1点以上の患者	一般療養用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合

高速再生機能
通常速度に加え、0.5倍速、1.5倍速、2.0倍速の再生が可能。

*画面はサンプルです。

確認テスト

これまで学習した内容を振り返りながら問題を解くことで、自身の理解度を確かめるのに最適です。実際の試験と同様の形式なので出題傾向も分かり、受験対策としても十分に活用できます。

*画面はサンプルです。

認定試験対策講座

認定試験対策講座は施設基準管理士認定試験を受験する方を対象に開催しています。過去問題や練習問題に取り組むためのオンデマンド配信教材です。ベテランの講師が講義を担当しており、問題を解くために必要な知識や計算方法を丁寧に解説しています。

受講時間：基礎科目(90分)、専門科目(90分)

申込方法：日本施設基準管理士協会ホームページにて毎年7月上旬に受付開始
*「施設基準管理士養成 e ラーニング講習」を受講された方のみ申し込み可能

開講期間：8月中旬～11月下旬
(認定試験日の前日まで最長約3カ月間)

受講料：3,300円(税込)
*詳細は当協会ホームページをご確認下さい。



会報誌

●日本施設基準管理士協会 会報誌「Professionals」

日本施設基準管理士協会発行の「Professionals」は、施設基準管理士の会員向けに配布している会報誌です。

現場からの実践報告、座談会、医療界で活躍している有識者へのインタビュー、新たに施設基準管理士を取得した会員からのメッセージ、リレーコラムなど、多彩な企画で構成されています。

施設基準管理のプロフェッショナルとして、施設基準管理士の活躍の一端を、会報誌を通じて紹介しています。



Vol.17 2025. 3. 17 発行

関連書籍のご紹介

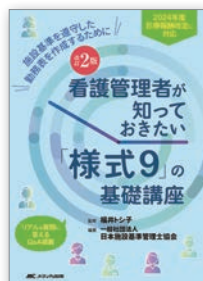


改訂版 ゼロからはじめる施設基準の教科書

■編：一般社団法人 日本施設基準管理士協会
■発行：経営書院 ■定価：1,980円（税込） ■B5判/280頁

「施設基準」は多岐にわたり、複雑で診療報酬改定のたびに変更され「解釈が難しい」「ルールが複雑」「どのように学べばよいのかわからない」などの声があります。

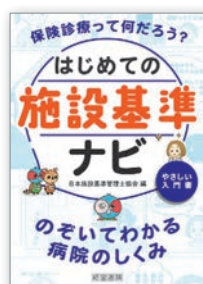
そこで初心者に向け“教科書”として本書を発売しました。初心者だけでなく病院経営や施設基準にかかわるすべての人にとって必携の一冊です。



改訂2版 看護管理者が知っておきたい「様式9」の基礎講座

■監修：福井トシ子
■編著：一般社団法人 日本施設基準管理士協会 ■発行：メディカ出版 ■定価：3,080円（税込） ■B5判 167頁

様式9とは、入院基本料や特定入院基本料の請求のため、看護師の人数や勤務時間、患者数など日常の管理を記録し、地方厚生局に提出する重要な届出書類のことです。当協会では、国内で初めて「様式9」を解説した書籍を編著しました。看護師の複雑な勤務管理の基本知識の習得と実践力の向上に役立つ一冊です。



はじめての施設基準ナビ

■編著：一般社団法人 日本施設基準管理士協会
■定価：1,430円（税込） ■発行：経営書院

「施設基準」ってなんだろう。名前は聞いたことがあるけど、「なんのためにあるの?」「どこを見ればいいの?」と感じていませんか。

本書は保険診療の現場で欠かせない施設基準について、はじめて学ぶ方でも無理なく理解できるよう、病院の中を“のぞき見”する感覚で、イラスト満載でやさしく解説した入門書です。

一般社団法人
日本施設基準管理士協会

The Japanese Association of Healthcare Facility Standards Management

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル TEL: 03-5860-9821 FAX: 03-5860-9868

施設基準管理士

検索



2026.6